

福岡県の工業

平成18年工業統計結果表



福岡県企画・地域振興部調査統計課

は　　じ　　め　　に

工業統計調査（統計法に基づく指定統計第10号）は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的として、経済産業省の所管により、毎年12月31日現在で実施されています。

この報告書は、平成18年調査の福岡県分について、県独自集計により取りまとめたものです。

平成18年調査は、従業者4人以上の事業所を対象として調査を実施しました。

本書が福岡県の産業振興策の基礎資料あるいは各方面の研究資料として、皆様方に幅広く活用していただければ幸いです。

なお、この統計調査の実施に際し、格別の御協力をいただきました各事業所の皆様をはじめ、調査員、指導員並びに市町村職員の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成20年5月

福岡県企画・地域振興部長

佐　藤　清　治

目 次

はじめに

調査の概要	1
利用のために	2

概 要

平成18年工業統計調査からみた福岡県工業の動向

1 概況	6
2 事業所数	10
3 従業者数	14
4 製造品出荷額等	18
5 付加価値額（従業者29人以下の事業所は粗付加価値額）	22
6 生産額（従業者30人以上の事業所）	26
7 有形固定資産額（従業者30人以上の事業所）	30
8 投資総額（従業者30人以上の事業所）	34
9 工業用水使用状況（従業者30人以上の事業所）	38
10 雇用形態別従業者数	43
11 全国における福岡県製造業の位置	51

参 考 資 料

参考資料1 統計図表	55
参考資料2 4地域別の産業3類型製造品出荷額の推移（平成9年～平成18年）	56
参考資料3 産業別1事業所当たり従業者数及び従業者1人当たり製造品出荷額等 付加価値額（従業員4人以上の事業所）	57
参考資料4 年次別産業別付加価値率、原材料率、現金支給率 （従業者30人以上の事業所）	58
参考資料5 福岡県品目別産出事業所数及び製造品出荷額等上位30品目	59
参考資料6 産業別1事業所当たり従業者数及び従業者1人当たり製造品出荷額等	60

調 査 の 概 要

1 調査の目的

我が国工業の実態を把握し、工業に関する施策の基礎的資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計調査（指定統計第10号）である。

3 調査の期日

平成18年工業統計調査は、平成18年12月31日現在で実施し、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの1年間の実績について調査した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年3月7日総務庁告示第139号）に掲げる大分類F－製造業に属する全ての事業所（国に属する事業所を除く）。今回は4人以上の事業所を調査対象としている。

5 調査票の種類

- イ 甲調査票 従業者30人以上の事業所
- ロ 乙調査票 従業者29人以下の事業所

6 調査の方法

製造業の事業所（工場、製造所、作業所等）ごとに、従業者数によりそれぞれ所定の調査票を用い、事業所の管理責任者が自計申告したものである。

調査票の配布収集には県知事が任命した調査員が行い、調査員は市町村長の指揮監督のもとに調査に従事した。

7 調査事項

事業所の名称及び所在地、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品在庫額等、製造品出荷額等、有形固定資産、工業用地及び工業用水等、巻末の調査票（甲・乙）様式のとおりである。

8 集計及び公表

経済産業大臣は、調査票を審査・集計し、集計完了の後に公表する。

県知事または市町村長は、工業調査票を集計及び公表のため使用できる。

〈 利 用 の た め に 〉

1 この結果表には、調査日（平成18年12月31日）現在において、廃業、転業、休業、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は含まれていない。

2 この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の産業中分類によっているが、表中産業名を例示のとおり略しており、また、重化学工業は分類番号に（ ）を付し軽工業と区分している。

《例示》

9	食料品	食料品製造業	21	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
10	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業	22	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
11	繊維	繊維工業	(23)	鉄鋼	鉄鋼業
12	衣服	衣服・その他の繊維製品製造業	(24)	非鉄金属	非鉄金属製造業
13	木材	木材・木製品製造業	(25)	金属	金属製品製造業
14	家具	家具・装備品製造業	(26)	一般機械	一般機械器具製造業
15	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	(27)	電気機械	電気機械器具製造業
16	印刷	印刷・同関連業	(28)	情報通信機器	情報通信機械器具製造業
(17)	化学	化学工業	(29)	電子・デバイス	電子部品・デバイス製造業
(18)	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	(30)	輸送機械	輸送用機械器具製造業
19	プラスチック	プラスチック製品製造業	(31)	精密機械	精密機械器具製造業
20	ゴム	ゴム製品製造業	32	その他	その他の製造業

3 この結果表の従業者規模区分は、調査期日（平成18年12月31日）現在の従業者数による。

4 統計表中の産業3類型別（基礎素材型、加工組立型、生活関連型）の区分は次のとおりである。
また、末尾に[基]、[加]、[生]をつけて区分した。

基礎素材型産業			加工組立型産業		生活関連型産業	
木	材	パルプ・紙	一 般 機 械	電 気 機 械	食 料 品	飲料・たばこ
化	学	石油・石炭	情報通信機器	電子・デバイス	繊 維	衣 服
プラスチック	ゴ	ム	輸 送 機 械	精 密 機 械	家 具	印 刷
窯業・土石	鉄	鋼			な め し 革	そ の 他
非鉄金属	金	属				

5 統計表中の4地域に含まれる市郡は次のとおりである。

福岡地域	福岡市 古賀市	筑紫野市 福津市	春日市 朝倉市	大野城市 筑紫郡	宗像市 糟屋郡	太宰府市 糸島郡	前原市 朝倉郡
筑後地域	大牟田市 うきは市	久留米市 三井郡	柳川市 三潞郡	八女市 八女郡	筑後市 山門郡	大川市 三池郡	小郡市
筑豊地域	直方市	飯塚市	田川市	宮若市	嘉麻市	鞍手郡 嘉穂郡	田川郡
北九州地域	北九州市	行橋市	豊前市	中間市	遠賀郡	京都郡	築上郡

6 集計項目の説明

① 事業所数	平成18年12月31日現在、1区画を占めて主として製造または加工を行っている事業所で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所と呼ばれているものの数である。
② 従業者数	従業者とは個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、この統計の従業者数は平成18年12月31日現在の臨時雇用者を除いた従業員とする。雇用形態は下記のとおり区分される。 1 個人事業主及び無給家族従業者 業務に従事している個人事業主及び家族で報酬を受けずに常時、就業している者。 2 常用労働者 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。 次の3つに区分される。 (1) 正社員・正職員等 一般に「正社員」、「正職員」と呼ばれる者。 ただし、他企業へ出向している者を除く。 (2) パート・アルバイト 一般に「パート」、「アルバイト」、「嘱託」またはそれに近い名称で呼ばれている者。 (3) 出向・派遣受入者 他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者。 なお、下記のいずれかに該当する者は常用労働者である。 ア 1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者。 イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われた者のうち、調査日の前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時、日雇いの者。 3 臨時雇用者 常用労働者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用される者や日々雇用されている者。
③ 現金給与総額	平成18年1年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（退職金、解雇予告手当、日雇いの給与等）の額との合計である。

④ 原材料使用額等	平成18年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計額。消費税額が含まれている。
原 材 料 使 用 額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額である。
燃 料 使 用 額	製造のための燃料のほか、製品の運搬などに使用する車両の燃料、購入ガス料金等を含んでいる。
電 力 使 用 額	購入電力の使用料金であり、自家発電は含んでいない。
委 託 生 産 費	下請工場等に原材料、中間製品を他の事業所に支給して製造、加工を委託した場合に支払った、または支払うべき加工賃である。
⑤ 製造品出荷額等	平成18年1年間における製造品出荷額（製造工程から出たらず、廃物の売り払い収入額及びその他の収入額を含む。）、加工賃収入額、修理料収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税が含まれている。
製 造 品 出 荷 額	事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、平成18年中に事業所から出荷した場合の工場出荷額である。
加 工 賃 収 入 額	他の企業の所有に属する主要原材料、または半製品等に製造または加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃である。
修 理 料 収 入 額	修理を行って受け取った、または受け取るべき収入額である。
その他の収入額	冷蔵保管料、自家発電の剰余電力の販売収入額等である。
⑥ 価 額	製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品、仕掛品の価額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額により記入したものであり、委託生産品を含み、受託生産品は含まない。
⑦ 有形固定資産	有形固定資産に関する数字は帳簿価額による数字であり、帳簿のないものは時価または売買価格による。
⑧ 消 費 税 額	平成13年調査より消費税額を除く調査としたことから、消費税額は「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて計算し「推計消費税」として各算式に用いている。
⑨ 内国消費税額	消費税を除く酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税のことを指す。

7 製造業の各種計算式は次のとおりである。

生 産 額	製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額） ＋ （半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額） ただし、従業者29人以下の事業所については製造品出荷額等を計上した。
付 加 価 値 額	生産額 －（内国消費税額＋推計消費税額）－ 原材料使用額等－ 減価償却額 ただし、従業者29人以下の事業所については粗付加価値額により集計した。
粗 付 加 価 値 額	製造品出荷額等 －（内国消費税額＋推計消費税額）－ 原材料使用額等
付 加 価 値 率	〔付加価値額 ÷ {生産額 －（内国消費税額＋推計消費税額）}〕 × 100
原 材 料 率	〔原材料使用額等 ÷ {生産額 －（内国消費税額＋推計消費税額）}〕 × 100
現 金 給 与 率	〔現金給与総額 ÷ {生産額 －（内国消費税額＋推計消費税額）}〕 × 100

有形固定資産投資総額	有形固定資産年間取得額 + 建設仮勘定の年間増減 ただし、従業者30人以上の事業所について計上した。
1 事業所当たり 製造品出荷額等	{製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額)} ÷ 事業所数
1 事業所当たり 付加価値額	付加価値額 ÷ 事業所数
従業者1人当たり 製造品出荷額等	{製造品出荷額等 - (内国消費税額+推計消費税額)} ÷ (常用労働者年間月平均数+個人事業主及び家族従業者数)
従業者1人当たり 付加価値額	付加価値額 ÷ (常用労働者年間月平均数+個人事業主及び家族従業者数)

8 この統計表の金額単位は、万円単位（単位未満は四捨五入）で調査されたものを集計したものである。

9 統計表は、単位未満を四捨五入したため総数と内訳が一致しない場合がある。

10 統計表及び概要における記号は次のとおりである。

「－」	該当数値なし。
「X」	1 または 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿した。 なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。
「△」	負数であることを示す。
「0」、「0.0」	四捨五入のため単位表示未満のもの。

11 工業統計調査で用いる産業分類及び商品分類は、日本標準産業・商品分類を基に、工業統計調査用に一部組み替えたものである。

12 品目別産出事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を出荷した事業所すべてが集計されている。また、品目別産出事業所数は品目ごとの産出事業所数を合計した延べ事業所数であり、従って、産業別統計表において産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数値となっている。

13 品目別統計表の製造品出荷額には、冷蔵保管料、販売電力、製造工程から出たくず、廃物は含まれていないため、産業別統計表の製造品出荷額の数値とは若干相違する。

14 この結果表は本県において独自に集計したものであり、後日、経済産業省から公表される数字と相違することがある。